

事務連絡  
令和2年4月17日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長  
関東運輸局自動車技術安全部長

緊急事態宣言発出期間中における来庁抑制について（協力依頼）

日頃より関東運輸行政の推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)におきましては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされております。

関係する事業者の皆様には、既に事業継続のお願いをしているところですが、これに加えて、以下の取組みにつきましても、何卒ご理解・ご協力いただけますようお願い致します。併せて、貴協会傘下会員にも周知いただけますようお願い致します。

1. 各種申請・届出は、郵送による提出が可能であることから、緊急事態宣言発出期間中は、極力、郵送によるご提出をお願い致します。
2. 旅客及び貨物自動車運送事業の実績報告書は、電子申請での提出も可能であることから、緊急事態宣言発出期間中は、極力、郵送又は電子申請によるご提出をお願い致します。  
[http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/page\\_btm/sinsei\\_tetuzuki\\_annai.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/page_btm/sinsei_tetuzuki_annai.html)
3. 緊急事態宣言発出期間中は、提出期限に余裕がある等の各種申請・届出、報告書の提出等は、可能な限り控えていただくようお願い致します。また、来庁される場合であっても、できるだけその機会を減らしていただけるよう、各種申請や届出はまとめてご提出いただくなどの工夫をお願い致します。
4. 運輸局ホームページにて各種手続きに係る Q&A を掲載しますので、来庁される前や電話等でお問い合わせされる前には、一度、ご確認いただくようお願い致します。  
[http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/jikou\\_soudan.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/jikou_soudan.html)

以上